

市第7号議案

横浜市区民文化センター条例の一部改正

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例

横浜市区民文化センター条例（平成5年3月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表横浜市神奈川区民文化センターの項の前に次のように加える。

横浜市鶴見区民文化センター	横浜市鶴見区
---------------	--------

別表第1 横浜市神奈川区民文化センターの項の前に次のように加える。

横浜市鶴見区民文化センター	ホール、音楽ホール、ギャラリー、リハーサル室、練習室、楽屋	情報コーナー
---------------	-------------------------------	--------

別表第2 横浜市神奈川区民文化センターの項中「円」を削り、同項の前に次のように加える。

横浜市鶴見区民文化センター	ホー ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円 70,000	円 82,500
		入場料等を徴収する場合	同	117,000	137,500
	音 楽 ホー ル	入場料等を徴収しない場合	同	12,500	15,000
		入場料等を徴収する場合	同	21,000	25,000
	ギ ャ ラ リ ー	入場料等を徴収しない場合	同	4,100	
		入場料等を徴収する場合	同	6,200	
	リ ハ ー サ ル 室	同	19,500	23,000	
	練 習 室	同	6,000		
	楽 屋	同	6,000		
	附 帯 設 備	1式又は1台、1日につき	8,000		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

横浜市鶴見区民文化センターを設置するため、横浜市区民文化センター条例の一部を改正したいので提案する。